

# 公益社団法人青森県老人福祉協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人青森県老人福祉協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、老人福祉の発展を図るため、老人福祉事業に関する調査研究及び研修を行い、もって地域老人福祉の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉事業の運営に関する調査・研究及び研修の実施
- (2) 老人介護に関する調査・研究及び研修の実施
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 老人福祉に関する情報提供
- (5) 関係機関、関係団体等との連絡調整
- (6) 地区老人福祉協会活動の支援及び助言
- (7) 認知症介護研修事業
- (8) 地域密着型サービス外部評価事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は青森県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した青森県内の老人福祉施設及び事業所の代表者又は管理者
  - (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、理事会で承認されたもの
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同したもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 前条に掲げる会員のうち、正会員として入会するものは、理事会において承認を得なければならぬ。ただし、賛助会員については、入会申込書を提出した時点で賛助会員とする。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又はその所属する団体が解散したとき。

(2) 正会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告後3か月以内に納入しないとき。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

### 第4章 総会

#### (種別)

第11条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (权限)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議 決)

第18条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上18名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。

3 顧問は、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構 成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で議決した順位の理事が理事会を招集する。

(議 決)

第31条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があつたものとみなす。

(議決の省略)

第32条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

#### (解散)

第40条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

## 第10章 事務局及び職員

### (事務局の設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第45条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。ただし、事務局長の任免に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

## 第11章 補 則

### (委 任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は中山辰己とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

この定款は、平成27年5月21日から施行する。